

妊婦健診等交通費助成事業のお知らせ

妊産婦健診及び出産に伴う受診の交通費の費用を助成します。



1. 対象となる方・助成の範囲

えりも町に住民票のある方

【妊婦健診等交通費について】

- 母子手帳交付後、えりも町の居住地から妊産婦健診および出産のために受診した分里帰り等により、えりも町の居住地外から受診した分は対象となりません
- 妊婦健診 14 回を限度、産婦健診（1 か月健診）1 回、出産直前（出産時）1 回
妊婦健診は、えりも町妊婦健康診査受診票の使用枚数で助成回数を決定します
町外へ転出した場合は、転出日までに受診した分を助成の対象とします

2. 助成額 助成額は、以下の表に定める額とします。

| 妊産婦の 住 所 地 | 近 浦 笛 舞 | 大和・本町 新浜・歌別 | 東 洋 えりも岬 | 庶 野 | 目 黒 |
|----------------------|------------|----------------|-------------|---------|---------|
| 交通費等助成額 (1回受診につき) | 1,000 円 | 1,200 円 | 1,500 円 | 1,600 円 | 1,800 円 |

3. 申請できる方

本人（妊産婦であった方）または、その夫や家族

4. 申請方法・申請期間

産婦健診（出産後 1 か月後の健診）の終了後、2 か月以内に申請してください。

* 産婦健診を受ける前に妊娠期間を終了した場合は、終了後 2 か月以内に申請してください。

* 妊産婦中に転出する際は、転出日（又は転出することが分かった日）から 2 か月以内に申請してください。

5. 申請に必要なもの

- ①申請書（新生児訪問時に保健師がお渡しします）
- ②母子健康手帳
- ③産婦健診時に医療機関が発行した領収書（えりも町の居住地外から受診した方は不要）
- ④印鑑
- ⑤通帳など銀行口座番号のわかるもの（妊産婦さん名義の口座に限ります）

えりも町役場保健福祉課保健予防係 ☎2-4630